

運転免許取得（支援）制度規程

富士山運輸株式会社

(目 的)

第1条 この規程は、社員が業務上に必要な運転免許証を取得することを支援し、社員の自己啓発を図ることを目的とします。

(適用範囲)

第2条 この制度は、原則として会社が指定する運転免許証を、自動車運転者の正社員または自動車運転者の嘱託が取得する際に利用できるものとします。

2 本人からの申請に対して、会社が制度利用の可否を判断します。

(支援方法)

第3条 運転免許証取得支援の方法は、貸し付けとし、会社と社員間で下記の条件により別途金銭消費貸借契約を締結するものとします。

(1) 支援金額は、運転免許証の取得にかかる自動車学校への支払額の全額。

(2) 利息は、無利子とします。

(3) 弁済は、入社日から5年を経過するまでは猶予するのとし、入社日から5年を経過した時点で免除するものとします。

2 入社日から5年を経過する前に、自己の都合または自己の責めに帰すべき事由により退職した場合や金銭消費貸借契約書に記載する事項に該当した場合は、直ちに元金を弁済しなくてはなりません。

(本規程の改廃)

第4条 本規程の改廃については、取締役会の決議によるものとします。

附則

本規則は、令和元年8月28日から実施します。

(制定 令和元年8月26日)